

議案第2号

飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2第19号中「第49号又は第51号」を「第50号又は第52号」に改め、同表第39号中「第49号及び第51号」を「第50号及び第52号」に改め、同表第44号金額の欄ア(ウ)中「31,000円」を「19,000円」に改め、同欄イ中「412,000円」を「317,000円」に、「158,000円」を「118,000円」に改め、同表第46号金額の欄ア(ウ)中「15,500円」を「9,500円」に改め、同欄イ中「206,000円」を「158,500円」に、「79,000円」を「59,000円」に改め、同表中第61号を第63号とし、第53号から第60号までを2号ずつ繰り下げ、同表第52号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、「31,000円」を「19,000円」に、「432,000円」を「334,000円」に、「171,000円」を「130,000円」に改め、同号を同表第53号とし、同号の次に次の1号を加える。

54 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物エネルギー消費性能の確保計画	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合
(平成28年国土交通省令第5号) 第	当証明書交付申請手数料	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基

11条の 規定に基 づく軽微 な変更に 該当して いること を証する 書面の交 付の申請 に対する 審査	準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める 基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれ ぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平 方メートル未満のもの 133,500円 (イ) 床面積の合計が300平 方メートル以上のもの 167,000円 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める 基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれ ぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平 方メートル未満のもの 51,000円 (イ) 床面積の合計が300平 方メートル以上のもの 65,000円
--	---

別表第2第51号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号を同表第52号とし、同表第50号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第48号」を「第49号」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「15,500円」を「9,500円」に、「216,000円」を「167,000円」に、「85,500円」を「65,000円」に改め、同号を同表第51号とし、同表第49号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号を同表第50号とし、同表第48号中「(平成27年法律第53号)第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第50号ア(イ)」を「第51号ア(イ)」に、「第52号ア(イ)」を「第53号ア(イ)」に、「31,000円」を「19,000円」に、「432,000円」を「334,000円」に、「171,000円」を「130,000円」に改め、同号を同表第49号とし、同表第47号の次に次の1号を加える。

48 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合
		(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 a 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したもの） 以下この号及び第54号において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円
		(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円
		イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合（ア(ア)に掲げる場合を除く。）

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
a 床面積の合計が300 平方メートル未満のもの 267,000円	
b 床面積の合計が300 平方メートル以上のもの 334,000円	
(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
a 床面積の合計が300 平方メートル未満のもの 102,000円	
b 床面積の合計が300 平方メートル以上のもの 130,000円	
ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合（ア（イ）に掲げる場合を除く。）	
(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ	

		次に定める額	
a	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	133,500円	
b	床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	167,000円	
(イ)	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1 条第1項第1号ロに定める 基準に適合するもの 次に 掲げる区分に応じそれぞれ 次に定める額		
a	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	51,000円	
b	床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	65,000円	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月12日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
事務 名称		事務 名称	
1~18 省略		1~18 省略	
19 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請（第39号、第41号、第45号、第47号、第 <u>50号又は第52号に規定する審査に係るものを除く。）又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査</u>	省略	19 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請（第39号、第41号、第45号、第47号、第 <u>49号又は第51号に規定する審査に係るものを除く。）又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査</u>	省略
20~38 省略		20~38 省略	

39 長期優良住宅の普及促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）	建築基準関係の申出手数料	<p>ア 省略</p> <p>イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額（ア(イ)a及びb、イ(イ)並びにウ(イ)a及びbのただし書の部分を除く。）に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額（共同住宅等については、その金額を申請戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））</p> <p>(7) 省略</p> <p>(イ) 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（第41号、第45号、第47号、<u>第50号及び第52号</u>において「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの</p>	120,700円
39 長期優良住宅の普及促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）	建築基準関係の申出手数料	<p>ア 省略</p> <p>イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額（ア(イ)a及びb、イ(イ)並びにウ(イ)a及びbのただし書の部分を除く。）に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額（共同住宅等については、その金額を申請戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））</p> <p>(7) 省略</p> <p>(イ) 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（第41号、第45号、第47号、<u>第49号及び第51号</u>において「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの</p>	120,700円

40～43 省略			40～43 省略		
44 都市の 低炭素化の 促進に関する法律(平 成24年法 律第84号)第53 条第1項の 規定に基づ く低炭素建 築物新築等 計画の認定 の申請に対 する審査 (次号に規 定する審査 を除く。)	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都 市の低炭素化の促進に関する法 律第54条第1項各号に掲げる 基準に適合していることを示す 書類又はこれに類する書類とし て市長が別に定めるものが提出 された場合 (7)～(イ) 省略 (ウ) 住宅用途を含む 建築物(住戸部分 を除く。)及び非 住宅建築物 次に 掲げる区分に応じ それぞれ次に定め る額 a 省略 b 床面積の合計 が300平方メ ートルを超える もの 1件につ き <u>19,000円</u> イ ア以外の場合 (7)～(イ) 省略 (ウ) 住宅用途を含む 建築物の住宅用途 以外の部分及び非 住宅建築物((オ))に 掲げる場合を除 く。) 次に掲げ る区分に応じそれ ぞれ次に定める額 a 省略 b 床面積の合計	44 都市の 低炭素化の 促進に関する法律(平 成24年法 律第84号)第53 条第1項の 規定に基づ く低炭素建 築物新築等 計画の認定 の申請に対 する審査 (次号に規 定する審査 を除く。)	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都 市の低炭素化の促進に関する法 律第54条第1項各号に掲げる 基準に適合していることを示す 書類又はこれに類する書類とし て市長が別に定めるものが提出 された場合 (7)～(イ) 省略 (ウ) 住宅用途を含む 建築物(住戸部分 を除く。)及び非 住宅建築物 次に 掲げる区分に応じ それぞれ次に定め る額 a 省略 b 床面積の合計 が300平方メ ートルを超える もの 1件につ き <u>31,000円</u> イ ア以外の場合 (7)～(イ) 省略 (ウ) 住宅用途を含む 建築物の住宅用途 以外の部分及び非 住宅建築物((オ))に 掲げる場合を除 く。) 次に掲げ る区分に応じそれ ぞれ次に定める額 a 省略 b 床面積の合計

		<p>が300平方メートルを超えるもの1件につき <u>317,000円</u></p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 省略</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの1件につき <u>118,000円</u></p>		<p>が300平方メートルを超えるもの1件につき <u>412,000円</u></p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 省略</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの1件につき <u>158,000円</u></p>
45 省略				
46 都市の低炭素化の促進に関する法律 第55条第1項の規定による審査	申請手数料	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(イ)～(イ) 省略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め</p>	46 都市の低炭素化の促進に関する法律 第55条第1項の規定による審査	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(イ)～(イ) 省略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め</p>

		る額		る額
	a 省略		a 省略	
	b 床面積の合計		b 床面積の合計	
	が 3 0 0 平方メ		が 3 0 0 平方メ	
	ートルを超える		ートルを超える	
	もの 1件につ		もの 1件につ	
	き <u>9,500円</u>		き <u>15,500円</u>	
	イ ア以外の場合		イ ア以外の場合	
	(ア)~(ウ) 省略		(ア)~(ウ) 省略	
	(エ) 住宅用途を含む		(エ) 住宅用途を含む	
	建築物の住宅用途		建築物の住宅用途	
	以外の部分及び非		以外の部分及び非	
	住宅建築物 ((オ)		住宅建築物 ((オ)	
	に掲げる場合を除		に掲げる場合を除	
	く。) 次に掲げ		く。) 次に掲げ	
	る区分に応じそれ		る区分に応じそれ	
	ぞれ次に定める額		ぞれ次に定める額	
	a 省略		a 省略	
	b 床面積の合計		b 床面積の合計	
	が 3 0 0 平方メ		が 3 0 0 平方メ	
	ートルを超える		ートルを超える	
	もの 1件につ		もの 1件につ	
	き <u>158,500円</u>		き <u>206,000円</u>	
	(オ) 住宅用途を含む		(オ) 住宅用途を含む	
	建築物の住宅用途		建築物の住宅用途	
	以外の部分及び非		以外の部分及び非	
	住宅建築物 (市長		住宅建築物 (市長	
	が別に定める場合		が別に定める場合	
	に限る。) 次に		に限る。) 次に	
	掲げる区分に応じ		掲げる区分に応じ	
	それぞれ次に定め		それぞれ次に定め	
	る額		る額	
	a 省略		a 省略	
	b 床面積の合計		b 床面積の合計	
	が 3 0 0 平方メ		が 3 0 0 平方メ	

		一トルを超える もの 1件につ き 59,000円		一トルを超える もの 1件につ き 79,000円
47 省略				47 省略
48 建築物 のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) 第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物 エネルギー消費性能 適合性 判定手 数料	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>a 床面積の合計 (市長が別に定める算定方法によつて算定したもの)をいう。以下この号及び第54号において同じ。)が300平方メートル未満のもの <u>11,000円</u></p> <p>b 床面積の合計 が300平方メートル以上のもの <u>19,000円</u></p>		

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合

a 床面積の合計
が300平方メートル未満のもの
5,500円

b 床面積の合計
が300平方メートル以上のもの
9,500円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(ア(7)に掲げる場合を除く。)

(7) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計
が300平方メートル未満のもの
267,000円

b 床面積の合計

が300平方メー

トル以上のもの

334,000円

(1) 建築物エネルギー

消費性能基準等を

定める省令第1条

第1項第1号ロに

定める基準に適合

するもの 次に掲

げる区分に応じそ

れぞれ次に定める

類

a 床面積の合計

が300平方メー

トル未満のもの

102,000円

b 床面積の合計

が300平方メー

トル以上のもの

130,000円

ウ 建築物のエネルギー消費性能

の向上に関する法律第12条第

2項又は第13条第3項の規定

による場合 (ア(イ)に掲げる場合

を除く。)

(7) 建築物エネルギー

消費性能基準等を

定める省令第1条

第1項第1号イに

定める基準に適合

するもの 次に掲

げる区分に応じそ

れぞれ次に定める

類

a 床面積の合計

		<p><u>が300平方メー</u> <u>トル未満のもの</u> <u>133,500円</u></p> <p><u>b 床面積の合計</u> <u>が300平方メー</u> <u>トル以上のもの</u> <u>167,000円</u></p> <p><u>(1) 建築物エネルギー</u> <u>消費性能基準等を</u> <u>定める省令第1条</u> <u>第1項第1号口に</u> <u>定める基準に適合</u> <u>するもの 次に掲</u> <u>げる区分に応じそ</u> <u>れぞれ次に定める</u> <u>額</u> <u>a 床面積の合計</u> <u>が300平方メー</u> <u>トル未満のもの</u> <u>51,000円</u></p> <p><u>b 床面積の合計</u> <u>が300平方メー</u> <u>トル以上のもの</u> <u>65,000円</u></p>		
<u>4.9 建築物</u> <u>のエネルギー消費性</u> <u>能の向上に</u> <u>関する法律</u> <u>第34条第1項の規定</u> <u>に基づく建築物エネルギー</u> <u>消費性</u> <u>能向上計画</u>	<u>建築物</u> <u>エネルギー消</u> <u>費性能</u> <u>向上計</u> <u>画認定</u> <u>申請手</u> <u>数料</u>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(7) 省略</p>	<u>4.8 建築物</u> <u>のエネルギー消</u> <u>費性能</u> <u>能の向上に</u> <u>関する法律</u> <u>年法律第</u> <u>53号) 第</u> <u>29条第1項の規定に</u> <u>に基づく建築</u>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(7) 省略</p>

の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計 (市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。 b 及びイ (イ)、 <u>第51号</u> <u>ア(イ)及びイ(イ)</u> <u>並びに第53号</u> <u>ア(イ)及びイ(イ)</u> において同じ。) が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円	物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計 (市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。 b 及びイ (イ)、 <u>第50号</u> <u>ア(イ)及びイ(イ)</u> <u>並びに第52号</u> <u>ア(イ)及びイ(イ)</u> において同じ。) が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円
	b 省略 (ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 省略 b 床面積の合計 が300平方メートル以上のもとの 1件につき 19,000円	a 省略 (ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 省略 b 床面積の合計 が300平方メートル以上のもとの 1件につき 31,000円	イ 省略 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省

	<p>令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(7) 省略</p> <p>(4) 床面積の合計が 300平方メートル以上のもの 1 件につき <u>334,000円</u></p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省</p> <p>令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(7) 省略</p> <p>(4) 床面積の合計が 300平方メートル以上のもの 1 件につき <u>130,000円</u></p>		<p>令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(7) 省略</p> <p>(4) 床面積の合計が 300平方メートル以上のもの 1 件につき <u>432,000円</u></p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省</p> <p>令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(7) 省略</p> <p>(4) 床面積の合計が 300平方メートル以上のもの 1 件につき <u>171,000円</u></p>
50 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する	省略	4.9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する	省略

審査（同法 <u>第35条第2項</u> の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）		審査（同法 <u>第30条第2項</u> の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）	
<u>5.1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上計画変更認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、第 <u>49号</u> 金額の欄に定める額とする。 ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7)～(4) 省略 (り) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 省略 b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	建築物のエネルギー消費性能の向上計画変更認定申請手数料 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、第 <u>48号</u> 金額の欄に定める額とする。 ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7)～(4) 省略 (り) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 省略 b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

		の 1件につき <u>9,500円</u>			の 1件につき <u>15,500円</u>
	イ 省略		イ 省略		
	ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額		ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額		
	(ア) 省略		(ア) 省略		
	(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上のもの 1 件につき <u>167,000円</u>		(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上のもの 1 件につき <u>216,000円</u>		
	エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額		エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額		
	(ア) 省略		(ア) 省略		
	(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上のもの 1 件につき <u>65,000円</u>		(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上のもの 1 件につき <u>85,500円</u>		
<u>5.2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建</u>	省略		<u>5.1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建</u>	省略	

建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)		建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)	
<u>5.3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u>	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合(7)～(1) 省略(り) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	<u>5.2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u>	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることとを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合(7)～(1) 省略(り) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

		<p>a 省略</p> <p>b 床面積の合計 が300平方メートル以上のも の 1件につき</p> <p><u>19,000円</u></p> <p>イ～ウ 省略</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(フ) 省略</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上のもの 1 件につき <u>334,000円</u></p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(フ) 省略</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上のもの 1 件につき <u>130,000円</u></p>		<p>a 省略</p> <p>b 床面積の合計 が300平方メートル以上のも の 1件につき</p> <p><u>31,000円</u></p> <p>イ～ウ 省略</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(フ) 省略</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上のもの 1 件につき <u>432,000円</u></p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(フ) 省略</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上のもの 1 件につき <u>171,000円</u></p>
5.4 建築物のエネルギー消費性能の向上に	建築物エネルギー消費性能	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同		

<u>関する法律</u>	<u>確保計</u>	<u>条第1項に規定する建築物エネ</u>		
<u>施 行 規 則</u>	<u>画軽微</u>	<u>ルギー消費性能向上計画が同法</u>		
<u>(平成28</u>	<u>変更該</u>	<u>第35条第1項の認定又は同法</u>		
<u>年国土交通</u>	<u>当証明</u>	<u>第36条第1項の変更の認定を</u>		
<u>省令 第5</u>	<u>書交付</u>	<u>受けたことを示す書類が提出さ</u>		
<u>号) 第11</u>	<u>申請手</u>	<u>れた場合</u>		
<u>条の規定に</u>	<u>数料</u>	<u>(ア) 床面積の合計が</u>		
<u>基づく軽微</u>		<u>300平方メート</u>		
<u>な変更に該</u>		<u>ル未満のもの</u>		
<u>当している</u>		<u>5, 500円</u>		
<u>ことを証す</u>		<u>(イ) 床面積の合計が</u>		
<u>る書面の交</u>		<u>300平方メート</u>		
<u>付の申請に</u>		<u>ル以上のもの</u>		
<u>対する審査</u>		<u>9, 500円</u>		
		<u>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u>		
		<u>(ア) 床面積の合計が</u>		
		<u>300平方メート</u>		
		<u>ル未満のもの</u>		
		<u>133, 500円</u>		
		<u>(イ) 床面積の合計が</u>		
		<u>300平方メート</u>		
		<u>ル以上のもの</u>		
		<u>167, 000円</u>		
		<u>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u>		
		<u>(ア) 床面積の合計が</u>		

		<p><u>300平方メートル未満のもの</u></p> <p><u>51,000円</u></p> <p>(1) <u>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>65,000円</u></p>	
<u>55</u>	省略		<u>53</u> 省略
<u>56</u>	省略		<u>54</u> 省略
<u>57</u>	省略		<u>55</u> 省略
<u>58</u>	省略		<u>56</u> 省略
<u>59</u>	省略		<u>57</u> 省略
<u>60</u>	省略		<u>58</u> 省略
<u>61</u>	省略		<u>59</u> 省略
<u>62</u>	省略		<u>60</u> 省略
<u>63</u>	省略		<u>61</u> 省略

第一条中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改める。

第二条第一項中「第二条第五号ただし書」を「第二条第一項第五号ただし書」に改め、同条第二項中「第二条第五号ただし書」を「第二条第一項第五号ただし書」に改め、同項第一号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第四条第一項中「大規模な」を削り、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「三千平方メートル」を「三百平方メートル」に改める。

第八条第一項中「新築に係る特定建築物以外の建築物の」を削る。

第十六条中「第四十三条第一項」を「第四十八条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条第一項中「第三十八条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十六条第二項」を「第四十二条第一項」に改め、同条第二項中「第三十八条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一項中「第三十五条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項中「第三十五条第二項」を「第四十条第二項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「第三十三条第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第二十八条の二」を「第三十一条」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「第二十八条第四項」を「第三十条第四項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「第二十六条の二」を「第二十八条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない小規模建築物の建築の規模)

面積の合計が十平方メートルであることとする。

附 則

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

国土交通大臣 赤羽一嘉
内閣総理大臣 安倍晋三

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年九月四日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百六十五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年四月一日とする。

経済産業大臣 梶山弘志
国土交通大臣 赤羽一嘉
内閣総理大臣 安倍晋三

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年九月四日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百六十六号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の一部の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項、第十九条第一項第一号及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第四十条第四号中「第五十五条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条を第四十五条とし、第三十九条を第四十四条とする。
 第三十八条第一項中「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、第五章中同条を第四十三条とし、第三十七条を第四十二条とし、第三十六条を第四十一条とする。
 第三十五条第二項中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、第四章中同条を第四十条とする。

第三十四条中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十九条とし、第三十三条を第三十八条とする。
 第三十二条中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十七条とし、第三十三条を第三十六条とする。
 第三十二条中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十七条とし、第三一条を第三十六条とする。
 第三十一条第一項第一号中「第三十五条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第八項中「を除き、同条第三項」を「及び第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十二条第三項」に改め、同条第九項中「同項」を「第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十九条第一項」に改め、同条を第三十五条とし、第三二十八条の四第一項中「第二十八条の二」を「第三十一条」に改め、第三章第五節中同条を第三二十八条とする。
 第二十八条の二中「第二十八条の三」を第三十二条とする。

第三章第五節を同章第六節とする。
 第三章第四節中第二十八条を第三十条とし、第二十七条を第二十九条とし、第二十六条の二を第二十八条とする。

第三章第五節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の二節を加える。

第二十九条第一項第一号に規定する建築物以外の建築物(第十八条各号のいずれかに該当するものを除く)をいう。以下この条において同じ)の建築(特定建築行為又は第十九条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの及びエネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規格以下のものを除く。次項において同じ)に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより当該小規模建築物の建築物工事に係る評価の結果(当該小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していない場合にあっては、当該小規模建築物のエネルギー消費性能の確保のためるべき措置を含む)について、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。
 2 前項の規定は、小規模建築物の建築に係る設計の委託をした建築主から同項の規定による評価及び説明を要しない旨の意思の表明があった場合は、適用しない。

附 則

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(次項において「新法」という)第十九条第四項の規定は、この法律の施行の日(次項において「施行日」といいう)から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一項各号に掲げる行為について適用し、同日前にその工事に着手する同項各号に掲げる行為については、なお従前の例による。

2 新法附則第三条第五項の規定は、施行日から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手する特定増改築(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第三条第一項に規定する特定増改築をいい、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する建築物について行うものに限る。以下この項において同じ)について適用し、同日前にその工事に着手する特定増改築については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この条において「第二号新法」という)第十一条第一項に規定する特定建築行為に該当する行為のうち第二条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この条において「第二号旧法」という)第十一条第一項に規定する特定建築行為に該当しないもの(次項において「新特定建築行為」という)については、第二号新法第三章第一節の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という)以後に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知(次項において「確認申請等」という)がされたもの(第二号施行日前に第二号旧法第十九条第一項の規定による届出又は第二号旧法第二十条第二項の規定による届出等)について適用する。

2 第二号施行日前に確認申請等がされた新特定建築行為(第二号施行日前に届出等がされたもの(第二号施行日前に第二号旧法第十九条第一項の規定による届出をした建築主に対する当該届出二節の規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する)については、第二号新法第三章第二号施行日前に第二号旧法第二十条第二項の規定による通知をした國等(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第一項に規定する國等をいう)の機関の長に対する当該通知に係る協議の求め並びに当該協議の求めに係る報告及び立入検査については、なお従前の例による。

3 第二号施行日前に確認申請等がされた新特定建築行為(第二号施行日前に届出等がされたもの(第二号施行日前に第二号旧法第十九条第一項の規定による届出をした建築主に対する当該届出二節の規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する)については、第二号新法第三章第二号施行日前に第二号旧法第二十条第二項の規定による通知をした國等(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第一項に規定する國等をいう)の機関の長に対する当該通知に係る指示及び命令並びに当該指示及び命令に係る報告及び立入検査については、なお従前の例による。

4 第二号施行日前に第二号旧法第二十条第二項の規定による通知をした國等(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第一項に規定する國等をいう)の機関の長に対する当該通知に係る協議の求め並びに当該協議の求めに係る報告及び立入検査については、なお従前の例による。

5 第一号新法第二十七条の規定は、第二号施行日以後に建築士が委託を受けた同条第一項に規定する小規模建築物の建築に係る設計について適用する。

(罰則に関する経過措置)
 第四条 この法律(附則第一号第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
 第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
 第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正)
 第七条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第九項中「を除き、同条第三項」を「及び同法第二条第二項の条例が定められている場合を除き、同条第十二条第三項」に改め、同条第十項中「同項」を「同法第二条第二項の条例が定められている場合を除き、同法第十九条第一項第一号中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改め、同条第八項中「を除き、同条第三項」を「及び同法第二条第二項の条例が定められている場合を除き、同法第十二条第一項第一号中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改める。

第三章に次の一節を加える。

(特定建設工事業者の努力)

第二十一条の二 特定建設工事業者（自らが定めた住宅の構造及び設備に関する規格に基づき住宅を新たに建設する工事をとして請け負う者であつて、その新たに建設する当該規格に基づく住宅（以下「請負型規格住宅」という。）の戸数が政令で定める住宅の区分（第二十一条の四第一項（請負型規格住宅の「住宅区分」という。））ごとに政令で定める数以上であるものをいう。以下同じ。）は、その新たに建設する請負型規格住宅を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第二十一条の三 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の工能（エネルギー消費性能）の向上に関する基準（請負型規格住宅の工能（エネルギー消費性能）の向上に関する基準）を定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（特定建設工事業者に対する勧告及び命令等）

第二十一条の四 国土交通大臣は、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅（その戸数が第二十一条の二の政令で定める数未満となる住宅区分に係るもの）を除く。以下この条において同じ。）につき、前項に規定する基準に照らして工能（エネルギー消費性能）の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定建設工事業者に対し、その目標を示して、その新たに建設する請負型規格住宅の工能（エネルギー消費性能）の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

第二十一条の五 土地交通大臣は、前項の勧告を受けた特定建設工事業者がその勧告に従わなかつたときは、そ

の旨を公表することができる。

第二十一条の六 土地交通大臣は、第一項の勧告を受けた特定建設工事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、前項第一項に規定する基準に照らして特定建設工事業者が行うべきその新たに建設する請負型規格住宅の工能（エネルギー消費性能）の向上を著しく害すると認めると、社会資本整備審議会の意見を聽いて、当該特定建設工事業者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十一条の七 土地交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特

定建設工事業者に対し、その新たに建設する請負型規格住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定建設工事業者の事務所その他他の事業場若しくは特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅（以下「他の建築物」という。）の工能（エネルギー消費性能）の向上にも資するよう、当該申請

第二十一条の八 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二十一条の九 第二十九条第一項中「修繕若しくは模様若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修」を「若しくは修繕等」に改め、同条に次の二項を加える。

二 他の建築物の位置

三 その他国土交通省令で定める事項

4 建築主等は、次に掲げる場合においては、第一項の規定による認定の申請をすることができない。

一 当該申請をしようとする建築物工能（エネルギー消費性能）向上計画に係る申請建築物が他の建築物

二 当該申請をしようとする建築物工能（エネルギー消費性能）向上計画に係る他の建築物が他の建築物工能（エネルギー消費性能）向上計画に他の建築物として記載されているとき（当該申請をしようとする建築物工能（エネルギー消費性能）向上計画に係る申請建築物が当該他の建築物工能（エネルギー消費性能）向上計画に係る申請建築物と同一であるときを除く。）

三 第三十条第一項第一号中「当該申請に係る建築物の工能（エネルギー消費性能が）」を「申請建築物の工能（エネルギー消費性能が建築物工能（エネルギー消費性能）誘導基準〔に改め、「定める基準〕の下に「をいう。」）」に改め、「定める基準」の下に「をいう。」を加え、同項に次の一号を加える。

四 第四十号及び第三十五号第一項において同じ。」を加え、同項に次の一号を加える。

五 第三十条第二項中「係る建築物工能（エネルギー消費性能）向上計画」の下に「（他の建築物に係る部分を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

六 第三十二条中「次条及び第三十五条において」を「以下」に改める。

七 第三十五条中「第三十条第一項第一号に掲げる基準」を「建築物工能（エネルギー消費性能）誘導基準」に改め、同条に次の一項を加える。

八 認定建築物工能（エネルギー消費性能）向上計画に第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されてい

る場合は、当該建築物工能（エネルギー消費性能）誘導基準のうち、当該認定建築物工能（エネルギー消費性能）誘導基準の建築物を」とする。

九 第六十九条中「又は第二十一条第三項」を「第二十一条第三項又は第二十一条の四第三項」に改める。

十 第七十条第一号中「若しくは第三十八条第一項の規定による報告」を「第二十一条の四第四項若しくは第三十八条第一項の規定による報告」に、「又は第十七条第一項、第二十一条第一項、第二十一条第四項若しくは第三十八条第一項」を「又はこれら」に改め、同条第二号中「第十九条第一項」の下に「同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、「同項各号」を「同条第一項各号」に改める。

十一 附則第三条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項第一号中「第二項」の下に「（第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を第十三項とし、第七項から第十一項までを「一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

十二 建築主は、第二項の規定による届出に併せて、建築物工能（エネルギー消費性能）基準への適合性に関する審査であつて第十二条第一項の建築物工能（エネルギー消費性能）基準への適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第三項中「二十一日以内」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

十三 第二条 建築物の工能（エネルギー消費性能）の向上に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置（第二十六条の二一

二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第三項中「二十一日以内」とあるのは「前

項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

十四 第二条 建築物の工能（エネルギー消費性能）の向上に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置（第二十六条の二一

二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第三項中「二十一日以内」とあるのは「前

項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

十五 第二条 建築物の工能（エネルギー消費性能）の向上に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置（第二十六条の二一

二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第三項中「二十一日以内」とあるのは「前

項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

十六 第二条 建築物の工能（エネルギー消費性能）の向上に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置（第二十六条の二一

二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第三項中「二十一日以内」とあるのは「前

項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

十七 第二条 建築物の工能（エネルギー消費性能）の向上に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置（第二十六条の二一

二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第三項中「二十一日以内」とあるのは「前

項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

十八 第二条 建築物の工能（エネルギー消費性能）の向上に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置（第二十六条の二一

二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第三項中「二十一日以内」とあるのは「前

項の国土交通省令で定める日数以内」とする。



法律第四号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「譲すべき措置」を「譲すべき措置等」に、「第四節 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置(第二十七条・第二十八条)」を「第四節 特定建築工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置(第二十六条の二・第二十八条)」に改める。

第二条 第二号中「第六条第一項及び第二十九条第一項」を「第六条第一項及び第二十九条第三項」に改める。

第六条第一項を削り、同条第一項中「建築等(建築物の新築、増築若しくは改築(以下「建築」という。)」を「修繕等(に、模様替又は)」を「模様替」に「設置若しくは」を「設置又は」に改め、「をいう」の下に「。第二十九条第一項において同じ」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

建築主(次章第一節若しくは第二節又は附則第三条の規定が適用される者を除く。)は、その建築(建築物の新築、増築又は改築をいう。以下同じ。)をしようとする建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七条中「住宅事業建築主その他の」を削る。

第三章の章名「措置」を「措置等」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

4 建築主は、第一項の規定による届出に併せて、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する審査であつて第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に準するものとして国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第二項中「二十一日以内」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

第三章第四節の節名を次のように改める。
第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置
第三章第四節中第二十七条の前に次の二条を加える。
(特定建築主の努力)
第二十六条の二 特定建築主(自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その新築する当該規格に基づく一戸建ての住宅(以下「分譲型一戸建て規格住宅」という。)の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。以下同じ。)は、第六条に定めるもののほか、その新築する分譲型一戸建て規格住宅を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第二十七条の見出し中「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改め、同条中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改める。
第二十八条の見出し中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に改め、同条第一項中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「であつてその新築する一戸建ての住宅の戸数が政令で定める数以上であるものが新築する一戸建ての住宅」を「の新築する分譲型一戸建て規格住宅」に、「その新築する一戸建ての住宅」を「その新築する分譲型一戸建て規格住宅」に改め、同条第二項中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に改め、同条第三項中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に、「政令で定める審議会」を「社会資本整備審議会」に改め、同条第四項中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改める。

御名 御璽

令和元年五月十七日